

○医師の診断を受け、保護者が記入をする登園届が必要な感染症

病名	感染しやすい期間	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬投与を開始する前と開始後1日目	抗菌薬内服後24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬投与を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
ヒトメタニューモウイルス	咳・発熱がある間(1週間程度) 潜伏期間は4～5日	咳などの症状が安定し、全身状態が良いこと
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事が取れること
伝染性紅斑 (リンゴ病)	発疹出現前の1週間	全身状態がいいこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスは排泄しているので注意が必要)	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数週間 (便の中に1カ月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態がいいこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから
突発性発疹		解熱し機嫌がよく全身状態がいいこと

※保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。

感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことはもちろん、子どもたちが1日快適に生活できることが大切です。

保育所入所時によくかかる上記の感染症については、「登園のめやす」を参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登園届の提出をお願いします。

また、保育所での集団生活に適應できる状態に回復してから登園するよう配慮をお願いします。